

## 小野道風公遺跡保存会規約

- 第1条 この会は、小野道風公遺跡保存会という。
- 第2条 この会の事務局は、松河戸公民館に置く。
- 第3条 この会は、松河戸区に居住する者をもって組織する。
- 第4条 この会は、小野道風公誕生地の保存ならびに遺跡の顕彰発展を目的とする。
- 第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次のような事業を行う。
- 1 誕生地遺跡の保存と発展
  - 2 道風公の遺徳の顕彰
  - 3 生誕祭（道風祭）の挙行、毎年11月3日に式典を行う。
  - 4 全国書道展覧会（道風展）の協賛
  - 5 その他この会の目的達成に必要な事業
- 第6条 この会に次の役員を置く
- |      |        |
|------|--------|
| 会長   | 1名     |
| 副会長  | 1名     |
| 会計   | 1名     |
| 役員   | 区会議員全員 |
| 会計監査 | 2名     |
- 第7条 この会の運営上必要のある時は、顧問を置くことができる。
- 第8条 会長は松河戸区会顧問が就任し、この会を代表して会務を総理する。  
副会長は松河戸区会議員が担当し、会長を補佐する。  
会計は松河戸区会議員が担当し、会計事務を行う。  
役員は松河戸区会議員全員で担当する。  
会計監査は松河戸区会計監査が兼任し、この会の会計を監査する。
- 第9条 会長.副会長.会計.役員任期は1年とし、重任、再任を妨げない。
- 第10条 総会は、年1回開催するものとする。但し、松河戸区民総会の議事の中で審議を行う。
- 第11条 役員会は会長が招集し、この会の事業の運営について協議する。
- 第12条 この会の経費は、補助金、および寄付金をもってこれに当てる。

第13条 この会の会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

第14条 この会の規約の改廃は、総会の承認を要する。

昭和25年5月1日施工

昭和61年3月23日改正

平成30年4月1日改正